

# 社会福祉法人新永福社会

## 役員報酬及び費用弁償規定

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人新永福社会の役員（以下（役員）という。）に対する報酬、費用弁償の支給について定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 役員が法人の用務を行ったときは報酬を支給する。

第3条 報酬を受ける役員及び報酬の額は1日（時間制限なし）1万円とする。  
（日当、交通費、弁当等含むものとする「外税」）

### (費用弁償)

第4条 第3条の規定による報酬を受ける役員には費用弁償をする。

第5条 報酬を支給する役員は、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員とする。

附則 この規定は平成20年5月29日から適用する  
この規定は平成24年3月29日から適用する  
この規定は平成29年6月19日から適用する